

## 甲賀市子ども基本条例の制定方針及び 甲賀市子ども計画の策定方針について

### 1. 目的

本市では、令和5年4月に施行された「子ども基本法」と、同年12月に閣議決定された「子ども大綱」の理念をふまえ、すべての子どもの権利が守られ、幸せな生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現をめざすために、「甲賀市子ども基本条例」を制定して、「甲賀市子ども計画」の策定を進めます。

### 2. 策定の方向性

#### (1) 関連法令及びそれに基づく基本方針等との整合

子ども基本法、子どもの権利条約、子ども大綱、滋賀県子ども基本条例、淡海子ども・若者プラン（滋賀県子ども計画）を勘案し、市の条例制定及び計画策定を行います。

#### (2) 第2次甲賀市総合計画（第3期基本計画）との整合

市の計画策定にあたっては、本市の最上位計画である第2次甲賀市総合計画（第3期基本計画）及び他の分野別計画との整合を図ります。

#### (3) こどもの意見聴取と意見反映

市の条例制定及び計画策定にあたっては、子ども基本法に基づき、こどもの意見を幅広く聴取し、意見反映を行います。

### 3. 期間

計画期間は、策定済みの第3期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の計画期間（令和7年度から令和11年度まで）に合わせるため、令和9年度から令和11年度までの3年間を第1期として策定します。第2期以降の計画期間は5年間ごととします。

### 4. 策定体制・市民等の参加

#### (1) 附属機関等

甲賀市子ども・子育て応援団会議において、条例の制定及び計画の策定に関する調査及び審議を行います。

（構成員：学識経験者、甲賀市社会福祉協議会、子育て支援事業者、甲賀湖南医師会、甲賀市青少年育成市民会議、甲賀市健康推進連絡協議会、甲賀市商工会、甲賀市民生委員児童委員協議会連合会、甲賀市PTA連絡協議会、保育園保護者会、日野子ども家庭相談センター、私立認定子ども園・保育園、小・中学校校長会、甲賀人権擁護委員協議会、凸凹ペアミー、ひとり親家庭福祉の会、居場所づくり・ヤングケアラー支援事業者）

(2) 庁内協議

庁内においても条例制定及び計画策定の各段階で、庁内協議を行います。

(3) 市民（こども含む）及び子育て支援関係者

こどもを含む市民や、子育て支援関係者からの意見を反映するため、広く意見を聴取する機会を設けます。

- ・当事者であるこどもへの対面による意見聴取（こども議員とOB・OGを予定）
- ・就学前児童の保護者へのアンケート調査
- ・当事者であるこどもとその保護者へのアンケート調査（小5・中2）
- ・18歳～39歳の若者へのアンケート調査
- ・パブリック・コメントの実施等

## 5. スケジュール

年月	会議等	こども基本条例制定	こども計画策定
R7.7	審議会①	委員委嘱、諮問	
8	意見聴取	こども意見聴取	
9	審議会②	アンケート調査票の検討	
11	調査	アンケート調査実施	
R8.1	審議会③	調査結果速報、条例骨子案検討	調査結果速報
3		調査報告書 完成	
5	審議会①	条例素案検討	計画骨子案検討
7	審議会②	条例案検討	計画素案検討
9	審議会③	<b>条例案 答申</b>	計画案検討
10	パブ・コメ	パブリック・コメント実施	
11	審議会④		<b>計画案 答申</b>
12	<b>議会</b>	<b>条例議案提案</b>	
12	厚文	条例議案審査	パブリック・コメント実施報告
R9.1	パブ・コメ		パブリック・コメント実施
2	厚文		パブリック・コメント結果報告
3			<b>計画策定</b>